　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　教職企第２２６０号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成３１年２月１２日

中学校･義務教育学校・高等学校･中等教育学校を設置する各学校法人の理事長　様

大阪府教育庁教職員室

教職員企画課長

免許状更新講習を修了していない者に対する臨時免許状の授与について(通知)

このたび、標記について、別添写しのとおり文部科学省総合政策局教育人材政策課長から通知がありました。

　臨時免許状については、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り授与することが認められているものであり、大阪府教育委員会においては、当該教科の教員養成課程を有する大学等が大阪府内で少なく、かつ、単位を修得できる通信教育課程がほとんどないなど、普通免許状を有する者を採用できない理由が社会制度上やむを得ない要因による場合に、臨時免許状を授与しているところです。

　そのため、中学校の教科（技術）や高等学校の教科（看護）等につきましては、免許外教科担任制度のほか、協議を経て、講師に対する臨時免許状の授与による対応も行っているところです。

　このたびの文部科学省の通知を踏まえ、これらの教科につきましては、当該教科の普通免許状を所持し未更新であった者のうち、文部科学省通知の１．②（ア）又は（イ）の事項に該当する場合は、臨時免許状の授与による対応も活用できることとします。

|  |
| --- |
| 【問い合わせ先】  大阪府教育庁教職員室  教職員企画課免許グループ  担当　松尾　　電話 06-6944-6180 |